2009.12.2

PL Report ＜2009 No8＞

国内の PL 関連情報

委託生産のアイスクリームを回収

（2009 年 10 月 7 日　毎日新聞）

国立大学が生産を委託しているアイスクリームから大腸菌群が検出され、製造会社は既販売品を回収し、在庫品の販売を中止した。このアイスクリームは国立大学が搾乳した牛乳を製造業者が加工し、大学や付属病院、近県の販売店等で販売されていた。

本アイスクリームは以前も大腸菌群が検出されており、製造業者は食品衛生法施行規則で定められている年 4 回の細菌学的検査を怠っていた。今回、県保健所は今後の定期的な検査を指導したが、製造業者は同製品の製造・販売から撤退することを検討している。

ここがポイント

製造業者は主に野菜の加工品を製造販売してきました。野菜アイスクリームも製造、販売しており、大学から委託された本アイスクリームの製造を行なっていました。

製造受託業者、委託元の国立大学は共に、食品製造業としての知識・技術を十分熟知していなかったと推測されます。そのため、定められた検査も未実施になるなど、適正な品質管理ができず、今回の回収・販売中止に至ったものと考えます。

新事業への進出を図ることは容易ではなく、新事業に関連する規制や実績に基づく知見などは簡単に真似できるものではありません。そのため、生産を委託する場合は委託先の知見や実績、その管理体制や設備を確認することが重要となります。また、必要な情報がスムーズに業務に生かされ、市場情報が的確にフィードバックされるシステムが確立されていることが重要です。

企画、製造、販売のどれかを委託または受託する場合は、委託者・受託者のどちらかがその業務に精通していること、双方のシステムを相互に有効活用し情報共有することができる必要があり、委託契約を進める際には双方向の業務の検証と有効性確認を行うべきです。

破裂事故多発で消火器廃棄制度確立へ

（2009 年 10 月 13 日　朝日新聞他）

老朽化した消火器が破裂する事故が相次いで発生し死亡事故が起きていることから、日本消火器工業会がリサイクル促進の仕組み作りを行う。

現在、消火器の点検制度は消防法によって事業者にのみ実施され、家庭用消火器には規制がない。消火器の耐用年数は 8 年といわれるが、多くの使用者に認知されておらず、回収・廃棄先が使用者にわかりにくいことが老朽化した消火器が放置される原因となっている。

これらを踏まえ、日本消火器工業会は、古くなった消火器の回収率を向上するため、来年 1 月からの販売ではリサイクル料を前払いで購入者から徴収し、回収した消火器を各製造業者が再利用することとする。

ここがポイント

老朽化した消火器が破裂する事故は以前から発生しており、無償回収なども行なわれていますが、回収率は低いままです。多くの使用者には消火器の点検意識や、寿命についての知識がなく、また点検や廃棄先が不明であることから家庭内に放置されていることが多くなっています。

現在は、各メーカーが古くなった自社製品を回収していますが、自社製品しか対象にしていないため回収率が伸び悩んでいます。このため、日本消火器工業会が、製造業者系列の販売店にて同工業会登録の製造業者 9 社の製品の回収を行なうことにしたものです。

製造事業者としては、点検や廃棄の目安など、使用者が製品を安全に使用し管理できるようにする必要があります。業界として対応を迫られる前に、製品のライフサイクルを考慮した使用者の啓蒙や回収などの対策を行なうことが重要です。

サイクロン掃除機でコードが発熱

（2009 年 10 月 30 朝日新聞速報ニュース）

英国メーカー製の掃除機の差し込みプラグ付近の発熱のため、使用者が火傷を負うなどの事故が 25 件発生していたことがわかった。配線の屈曲を繰り返し断線したことが原因で、プラグを抜こうとして火傷を負った。

事故は2007年6月から発生していたが､同社は2009年9月まで事故を報告していなかった。（法律による重大事故報告義務の対象外）

同社日本法人は｢正しく使用すれば､事故は防止できる。現時点ではリコールしない。｣として、不作動、異音や臭気などの異常な症状がでたら使用を中止するよう、ホームページで注意喚起を掲載している。

ここがポイント

消費生活用製品安全法では報告義務の必要な人身事故は全治30日以上の傷害のおそれがある事故ですが、当事故による傷害は指などの軽い火傷であるため報告義務はありません。しかし、消費者センターから販売者である日本法人へ事故情報の調査依頼があり、報告に至ったものと推測されます。

製品販売後約 3 年で事故が発生していることや既販売製品の使用者に対する警告がホームページのみでなされていることを考えると、今後も事故の発生を防止することは困難と思われます。また、本事故事象は火災に繋がる内容であり、放置すれば被害が拡大することが考えられます。

リコールとは「消費者に使用される対象品が安全性を欠く場合において生ずる影響を最小限とするための必要な処置」であり、各事業者が自主的に行なうものです。製造者は損害の大きさのみを重要なリコール指標と考えがちですが、事故発生率と共にリスク分析し、判断していくことが必要です。

事業者は、市場における自社製品の安全使用において何を行なうべきかを検討し、早期に対応できる体制を確立する必要があります。

海外の PL 関連情報

米国ペンシルバニア州最高裁でアスベスト製造者への再訴を容認

米国ペンシルバニア州最高裁は 10 月 21 日、アスベスト訴訟で解決済みの事件でも新たな被告を訴えることにより再度提訴できると判断した。

1992 年のペンシルバニア州上級裁の判例では､同一のアスベストの暴露による疾患であっても、非悪性疾患による訴えと、発展して癌になった悪性疾患による訴えは、別個の訴因となるとされた。それ以前は、発生していない悪性疾患は将来発生するリスクとして、発生している非悪性疾患と共に一つの訴因として､発症から2年間の時効期間内に訴えなければならないとされていた。

本件では、アスベストによる非悪性疾患とその後ガンに発展するリスクへの恐怖の両方の損害回復を訴える原告が、1985 年に複数のアスベスト製造者を訴え、1993 年に全ての被告と示談したが、肺癌を発症したことにより、2003 年に新たな被告企業 1 社も加えて再度提訴した。

被告企業は、1992 年以前に提訴された訴訟における先の示談には将来の悪性疾患への発展リスクも含まれており、原告は損害対する十分な損害賠償を受けていると主張し、下級裁も被告企業の略式判決申請を認めていた。

州最高裁は、将来リスクも含めた非悪性疾患と悪性疾患は明らかに別の訴訟を形成するとの 1992 年の判例を復唱し、先の示談はその時点の被告を拘束するものの、その後の発癌による損害についての新被告への訴えを阻むものではないとした。本判断により、1992 年以前に提訴された非悪性疾患でのアスベスト訴訟は、悪性疾患による損害について、新しい被告に対し再度提訴できることになる。

州最高裁では 6 名の判事による投票において 4 対 2 で上記の判断がだされており、反対意見もある。解決済みの事件を再び掘り起こすことになる本判断には、更なる展開もありうる。

ここがポイント

損害の状況が時間の経過と共に変化する疾患事件では、出訴期限により早期に提訴せざるを得ないこともあり、その時点の病状と将来のリスクを認定して損害額を算定することが一般的です。しかし、アスベスト訴訟では、訴訟の時にはさほど重症ではないが、その後、予想以上に症状が進展することがあります。ペンシルベニア州では 1992 年以降、多数の州で採用されている「病状が悪化し悪性疾患に至った場合は再度の提訴を容認する」というルールを採用しました。1992 年以前に解決した訴訟はその適用を受けていませんでしたが、新しい被告を訴えることで再度の提訴ができるという判断が出されたわけです。

1992 年に判例により悪性疾患に至った場合の提訴を容認するよう変更したわけですが、それ以前に提訴された訴訟はその変更による恩恵を受けられなかったのでその救済のようにも思えます。一方、本判断により、アスベスト製造者には、既に示談などで解決済みの事件において「新被告」として悪性疾患の提訴を受ける可能性が生まれました。薬害などの人身障害の損害賠償事件では、損害の発生が長期間に及ぶこともあり、長期間の訴訟対応や関係資料の保存が必要になります。

米国モンタナ州地裁にて野球用アルミニウム製バットに警告欠陥

10 月 28 日、モンタナ州地方裁判所は、野球用アルミニウム製バットの警告表示に欠陥ありとし、85 万ドルの支払を命じる評決を出した。

事件は、アルミニウム製バットで打ったボールが投手の頭部に当たり死亡したもので、死亡した 18 歳の少年の両親はバット製造業者を訴えると同時に、アルミニウム製バットはアマチュア野球には危険であるとして全米で禁止運動を繰り広げていた。

原告は、アルミニウム製バットではスイングが速く強力になることから、ヒット時の球速が高くなり過ぎ、投手の回避反応までの時間が短くなるため、アマチュア野球用としては危険であると主張した。また、プロ野球では木製バットが採用されており、アルミニウム製バットが使用されていないことも、アルミニウム製バットが危険であることの証左であるとした。

被告であるバット製造業者は、当該バットは政府基準も業界基準も満たしており、たまたま打球が投手の頭部に当たった不幸な事故であり、木製バットでもありえた事故であると主張し、また、スポーツにはある種の危険性が伴うことは明白で、スポーツへの参加は危険を引き受けていると看做すべきであるとした。

陪審の評決は、アマチュア野球での使用につきアルミニウム製バットの設計欠陥や製造欠陥はないとしたものの、警告不足による責任を認めた。

ここがポイント

アルミニウム製バットは、木製バットのように折損した木片が傷害事故を起こすようなことがない代わりに、球速が増す可能性があります。（本件の被告側専門家証人は、木製バットによるホームランの打撃時ではほとんど 100 マイルを超えるが、当該事故では 99.8 マイルと算出しており、一概にはいえません。）折損リスクが無くなることと、球速が増すことで投手が飛球を受ける際のリスクが高まることの両方を考慮する必要があります。

本事案では、設計上の欠陥はなかったとしながらも、その危険性が十分に警告されていなかったとされたことは、被害者救済の意識があったのではと思われます。控訴されれば、控訴審で異なる結果が出される可能性があります。しかし、本評決により、警告表示が変更されるかもしれません。

ある製品、または製品のある機能が社会適合性を認められるには受け入れる社会の準備を形成しておく必要があります。新しい製品の販売に際しては、製品紹介や実演などによる市場の啓蒙や販売活動における取り扱いの案内についても検討し、発売後も使用環境を継続的に観察し必要な対応をとり続けることが重要なことです。